

## 県庁舎機械設備保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、県庁舎機械設備保守点検業務委託仕様書について大要を示すものであるから、この仕様書に記載されていない事項であっても必要と認められるものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 目的

山形県庁舎に設置された機械設備の機能を保持するため、保守点検の内容等必要な事項を示し、適正な維持管理を行う。

### 2 業務内容

次の各号に定められた業務について、別記1～12に定められた各設備保守点検要領に基づき、定期点検、臨時点検、保守及び整備を実施し、その結果について報告する。なお、対象部分以外であっても、異常を発見した場合は、施設管理担当者に報告する。

- (1) 空冷チラー設備保守点検業務
- (2) ボイラー設備保守点検業務
- (3) 冷温水発生機設備保守点検業務
- (4) パッケージ型空気調和機保守点検業務
- (5) 自動制御設備保守点検業務
- (6) 車庫倉庫棟空調機設備保守点検業務
- (7) エアフィルター類清掃保守点検業務
- (8) 第1種圧力容器等保守点検業務
- (9) 受水槽等清掃保守点検業務
- (10) 全熱交換機保守点検業務
- (11) 地下燃料タンク保守点検業務
- (12) 防排煙設備保守点検業務

### 3 保守及び整備の範囲

定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守及び整備の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、動作不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - ① 潤滑油、グリス、充填油等
  - ② ランプ類、ヒューズ類、乾電池等
  - ③ パッキン、ガスケット、Oリング類
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装（タッチペイント）
- (8) その他これらに類する軽微な作業

### 4 支給材料

保守及び整備に用いる次の消耗品、付属品等は、支給材料とする。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類
- (3) 燃料

#### 5 委託業務実施計画

業務の実施にあたり「県庁舎機械設備保守点検業務委託年間実施計画表」（様式第1号）を作成し、提出しなければならない。

#### 6 点検者の資格

- (1) ボイラーの点検者は、ボイラー整備士（労働安全衛生法第61条第1項）とする。
- (2) 大型空調設備（冷凍能力20t以上/日以上の冷凍機等）の場合の点検者は、高圧ガス保安責任者（第3種冷凍機）以上の有資格者とする。（高圧ガス保安法第29条）

#### 7 一般的注意事項

- (1) 業務を実施するうえで必要な安全管理は、受託者が行うこと。
- (2) 業務に使用する機械、器具及び前述の支給材料以外の材料等は、すべて受託者の負担とする。ただし、業務に必要な光熱水費は県の負担とする。

## 別記1

### 空 冷 チ ラ ー 設 備 保 守 点 検 要 領

1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。

(1) 警察棟分庁舎

- |                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| ① 空冷式スクェアユニット（日立ジョンソコントロールズ空調機製）315kW | 1 基 |
| ② 同上用操作盤                              | 1 面 |
| ③ 付属電装品                               | 1 式 |

2 点検業務

(1) 警察棟分庁舎

保守点検は年1回実施する。

3 保守点検業務の内容は次のとおりとし、県の係員立会のもとに実施する。

(1) 保守点検内容

- ① 各保安装置作動試験
- ② 電圧、電流、絶縁抵抗チェック
- ③ 制御盤内各端子増締め
- ④ 操作回路点検
- ⑤ 運転状態の点検
- ⑥ 運転調整
- ⑦ 計器類点検

4 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

## 別記 2

### ボイラー設備保守点検要領

1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。

(1) 炉筒煙管ボイラー設備（知事局棟）

- ① 炉筒煙管ボイラー（ヒラカワガイダムMPミニ-1700F型）SB-1、SB-2 2基
- ② 同上付属設備（バーナー、煙道、ダンパー、安全弁、電装品） 1式

(2) 貫流式灯油焚き蒸気ボイラー設備（警察棟分庁舎）

- ① 貫流式灯油焚き蒸気ボイラー（500kg/h ヒラカワガイダム） 1基
- ② 同上付属設備（バーナー、煙道、ダンパー、安全弁、電装品） 1式

(3) 電気ボイラー設備（警察棟分庁舎）

- ① 電気ボイラー（30kW 東京電機工業EBW-30-800） 1基
- ② 同上付属設備（安全弁、電装品） 1式

2 保守点検業務の回数及び内容は次のとおりとし、県の係員の立会のもとに、県の指定する日に実施し確認を受けるものとする。

点検整備は、ボイラー整備士の資格を有するものが実施すること。

(1) 上記1の(1)及び(3)の設備について、労働安全衛生法に定める性能検査に伴う整備及び立会を行う。（各年1回）

- ① 水槽室側清掃（上記1の(3)の設備は除く）
- ② 燃焼室側清掃（上記1の(3)の設備は除く）
- ③ ウォーターコラム内部清掃（上記1の(3)の設備は除く）
- ④ 水面計・ブローバルブ分解整備
- ⑤ 安全弁分解摺り合せ等整備
- ⑥ 主蒸気弁分解摺り合せ等整備（上記1の(3)の設備は除く）
- ⑦ マンホール部点検整備
- ⑧ 煙道・灰出口清掃（上記1の(3)の設備は除く）
- ⑨ エコマイザーの整備（装着品のみ）
- ⑩ 昇圧試験
- ⑪ 各部パッキン消耗品交換
- ⑫ その他定期性能検査準備に必要な作業
- ⑬ 性能検査立会

(2) 保守点検

① 対象設備及び保守点検回数

ア 知事局棟炉筒煙管ボイラー設備（SB-1、SB-2）は年5回の保守点検を行う。

イ 警察棟分庁舎貫流式灯油焚き蒸気ボイラー設備について年4回の保守点検を行う（ただし、保守点検は、土・日または「国民の祝日に関する法律」による休日を実施するものとする）。

② 保守点検内容

ア 缶体の異常の有無

イ 安全弁、逃し弁、水面計、水位保持計、圧力計、水高計、圧力スイッチ、水温計、サーモスタット

ウ バーナー、着火ノズル、電磁弁、ストレーナー、火炎検出器、押込送風機各点調整

エ 漏油、漏汽、漏水の有無点検調整

- オ 操作盤及び電装品の点検調整
- カ 感震器設備の外観点検及び動作確認（年1回）

### 3 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

### 別記3

## 冷温水発生機設備保守点検要領

1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。

(1) 知事局棟

- ① 灯油焚吸収式冷温水機 荏原冷熱システム RCDKN060  
低層用系統：冷凍能力 2040kW (580USRT) 加熱能力 1790kW 1基
- ② 灯油焚吸収式冷温水機 荏原冷熱システム RCDKN060  
高層用系統：冷凍能力 1903kW (540USRT) 加熱能力 1494kW 1基
- ③ 同上操作盤 各1面
- ④ 付属電装品（加圧給水ポンプ、防せい装置等） 1式

(2) 議会北棟

- ① A重油焚吸収式冷温水機 三洋電機 TSA-AUW-180CK  
冷凍能力 514,000kcal/h (180USRT) 加熱能力 445,000kcal/h 1基
- ② A重油焚吸収式冷温水機 三洋電機 BUW-320EK  
冷凍能力 967,680kcal/h (320USRT) 加熱能力 809,000kcal/h 1基
- ③ 同上操作盤 各1面
- ④ 付属電装品（加圧給水ポンプ等） 1式

(3) 警察増築棟

- ① ガス焚吸収式冷温水機 エバラ製作所 16JR606 RA75408  
冷凍能力 180,000kcal/h (60USRT) 加熱能力 150,000kcal/h 1基
- ② 同上操作盤 1面
- ③ 付属電装品 1式

(4) 警察棟分庁舎

- ① 灯油焚吸収式冷温水機 エバラ製作所 RCDKN032 RX75191-01  
冷凍能力 967,680kcal/h (320USRT) 加熱能力 809,600kcal/h 1基
- ② 同上操作盤 1面
- ③ 付属電装品 1式

2 保守点検は、夏冬切替を含めて年6回実施するものとする。

- (1) 冷房切替点検
- (2) 冷房ON点検
- (3) 冷房OFF点検
- (4) 暖房切替点検
- (5) 暖房ON点検
- (6) 暖房OFF点検

3 炉内洗浄については、年2回実施するものとする（上記1の(3)の設備については、この作業を要しない）。

4 冷却水系洗浄については、年1回実施するものとする。

5 保守点検作業内容

- (1) 冷房切替点検
  - ① 切替運転準備作業
  - ② 本体関係の切替作業

- ③ 操作盤切替作業
- ④ 抽気関係点検
- ⑤ 燃焼関係点検
- ⑥ 火炎検出器の動作試験
- ⑦ 失火試験、フレイム電流確認
- ⑧ 油漏れ点検（ただし、上記1の(3)のガス焚については、ガス漏れ点検とする。）
- ⑨ 液面リレー動作確認
- ⑩ 燃焼機器設定値確認
- ⑪ 安全保護装置の点検、確認
- ⑫ 排ガス分析調整
- ⑬ 運転調整、運転データの記録
- ⑭ 切替運転完了報告
- ⑮ その他の関連機器の点検

(2) 冷房ON点検

- ① ON点検準備作業
- ② 安全保護装置設定確認
- ③ 抽気関係点検
- ④ 燃焼関係点検
- ⑤ 火炎検出器動作点検
- ⑥ 失火試験、フレイム電流確認
- ⑦ 冷媒点検
- ⑧ 排ガス分析
- ⑨ 運転調整、運転データ記録
- ⑩ ON点検完了報告
- ⑪ その他関連機器の点検

(3) 冷房OFF点検

- ① OFF点検準備作業
- ② 各部品外観検査
- ③ 高温発生器点検
- ④ 抽気関係点検
- ⑤ 燃焼関係点検
- ⑥ 冷水、冷却水系点検
- ⑦ OFF点検完了報告
- ⑧ その他関連機器の点検

(4) 暖房切替点検

- ① 切替運転準備作業
- ② 本体関係の切替作業
- ③ 操作盤切替作業
- ④ 抽気関係点検
- ⑤ 燃焼関係点検
- ⑥ 火炎検出器の動作試験
- ⑦ 失火試験、フレイム電流確認
- ⑧ 油漏れ点検（ただし、上記1の(3)のガス焚については、ガス漏れ点検とする。）
- ⑨ 液面リレー動作確認
- ⑩ 燃焼機器設定値確認
- ⑪ 安全保護装置の点検、確認

- ⑫ 排ガス分析調整
- ⑬ 運転調整、運転データの記録
- ⑭ 切替運転完了報告
- ⑮ 感震器設備の外観点検及び動作確認（年1回）
- ⑯ その他の関連機器の点検

（5）暖房ON点検

- ① ON点検準備作業
- ② 安全保護装置設定確認
- ③ 抽気関係点検
- ④ 燃焼関係点検
- ⑤ 火炎検出器動作点検
- ⑥ 失火試験、フレイム電流確認
- ⑦ 排ガス分析
- ⑧ 運転調整、運転データ記録
- ⑨ ON点検完了報告
- ⑩ その他関連機器の点検

（6）暖房OFF点検

- ① OFF点検準備作業
- ② 各部品外観検査
- ③ 高温発生器点検
- ④ 抽気関係点検
- ⑤ 燃焼関係点検
- ⑥ 真空部漏れテスト
- ⑦ OFF点検完了報告
- ⑧ その他関連機器の点検

6 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

別記 4

パッケージ型空気調和機保守点検要領

1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。

(1) パッケージ型空気調和機

① 知事局棟 (室内、屋外セット機器)

地階電気室	PAC-B1-1, 2	三菱電機	PUK-P280VAW-A	2 基
電話交換機室	PAC-MB1-1, 2, MB-2	東芝キャリア	ROP-P4001YSKLI1	3 基
	PAC-MB-3	〃	ROP-P2241YSKI1	1 基
マシン室	PAC-15-1-1, 2	三菱電機	PUK-P280VAW-A	2 基
	PAC-15-2	〃	PUK-P224AW-A	1 基
16階電気室	PAC-16-1	〃	PUK-P224AW-A	1 基
電算電源室	PAC-16-2	〃	PUK-P280AW-A	1 基
16階管理課分室電子入札サーバー室	PAC-16-3	〃	PUK-P280AW-A	1 基
〃 建設システム電算室	PAC-16-4-1, 2	〃	PUP-160GA4	2 基
展望室	PAC-P3	三菱電機	PUHY-P560BM-B1	1 基
建設企画課分室	ACP-16-1	〃	PUK-P280AW-A	1 基
MB階巡視室、ビル管理室	ACP-MB-1	〃	PUK-P280UAW-A	1 基

② 警察棟 (室内、屋外セット機器)

有線機械室	日立空調システム	RAS-NP224HVR		1 基
電源機械室	日立製作所	RAS-AP160EA1		1 基

③ 警察増築棟 (室内、屋外セット機器)

電算機専用	日立アプライアンス	RCR-NP450AC1		1 基
	ダikin空調	FHYP140C		1 基
C V C F 専用	日立製作所	RP-5ARCBB		1 基
5階道場	日立ジョンソンコントロール空調(株)	RP-AP560RHVP3		1 基

④ 警察棟分庁舎 (室内、屋外セット機器)

ACP-1	三菱電機	PFHV-P450DMJ1		1 基
ACP-2, 3	〃	PFHV-P224DMJ1		2 基
ACP4-1	〃	PFHV-P560DMJ1		1 基
ACP4-2	〃	PU-CRMP160LA4		1 基
ACP4-3	〃	PUHY-WRP280SDMG5 (屋外機)、PLFY-P90LMG9 (屋内機)		1 基
ACP5-1	〃	PFHV-P450DMJ1		1 基
ACP5-2	〃	PFHV-P224DMJ1		1 基
PACO1-1	〃	PUHY-WRP335SDMG5		1 基
PACO1-2	〃	PUHY-HRP280SDMG5		1 基
PACO2-1	〃	PUHY-WRP224SDMG5		1 基
PACO2-2	〃	PUHY-WRP224SDMG5		1 基
PACO3-1	〃	PUHY-WRP280SDMG5		1 基
PACO4-1	〃	PUHY-WRP560SDMG5		1 基

(2) クリーンルーム空気調和機

① 警察棟

日立製作所	C-30N2・C-30NC2	(室内)、(室外)		各 2 台
〃	DU-242	(外調機)		1 台
〃	PCJ-80			1 台

## 日立アプライアンス株式会社

RCI-AP80KY (室内)	1 台
RAS-AP80KY (室外)	1 台
RCI-AP80HVMY (外調機)	1 台

## 2 保守点検業務

### (1) パッケージ型空気調和機

#### ① 知事局棟 (年 1 回)

冷却装置、冷媒ガスの状態、膨張弁、コンプレッサー、送風機、加湿装置、暖房装置 (ヒーター他)、防振防音装置、濾過装置、吸・排気装置、モーター、軸受、ファン、電気回路、シーケンス、運転制御、保護装置、機器接続パイプ、プレフィルター、機器の清掃・点検・総合動作点検

#### ② 警察棟 (年 1 回)

点検内容は、①に同じ。

#### ③ 警察増築棟 (電算機専用年 5 回、CVC F 専用年 3 回、5 階道場年 1 回)

点検内容は、①に同じ。

#### ④ 警察棟分庁舎 (年 1 回)

点検内容は、①に同じ。

分庁舎 パン型加湿器用純水装置カートリッジ交換 年間 10 台  
(加湿器の運転状況に応じて随時交換を行う)

### (2) クリーンルーム空気調和機 (年 1 回)

#### ① 本体 (送風機、冷却装置、電気系統、冷媒管)、外気処理ユニット、エアシャワー他、継続機器一式、機器の清掃・点検・調整・総合動作試験 (記録)、各機器のプレフィルターの交換

#### ② じん埃測定 (クリーンルームで実施)

#### ③ フィルターの交換

・高性能フィルターの交換	2 枚
・FFU (ファンフィルター [HEPA] エニット) ILT-830M (610×762×100) [東北ケンブリッジ]	2 枚
・プレフィルター	2 枚
・HEU (全熱交換機) LGH-15RX5 [三菱電機]	1 台分
・HEU (全熱交換機用高性能フィルター) PZ15RFM	2 枚
・FCU (ファンコイルユニット) RFS-20CI [日立アプライアンス]	1 台分
・ACP-1 フィルターボックス (高性能フィルター) F-46H4	1 枚

## 3 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

自動制御設備保守点検要領

1 保守点検業務を委託する対象設備の範囲は、知事局棟、議会棟（北、南棟）、警察棟（増築棟・附属棟・分庁舎を含む）に関する次の設備とする。

- (1) 中央監視制御装置（ジョンソンコントロールズ株式会社製 Meta sys-EA）
- (2) 中央監視リモートステーション盤（RS盤）及びNAE装置
- (3) 自動制御装置
- (4) 計装盤
- (5) 計装用空気源設備

2 保守点検業務の内容は次のとおりとする。

(1) 中央監視制御装置

知事局棟防災センター中央監視装置、警察棟監視盤において、以下の点検を行う。

① 知事局棟中央監視装置

①-1 ハードウェア点検（年1回）

ア 外観検査（主・副）

- 各構成機器のほこり、発熱等の点検及び清掃
- 各種ケーブルコネクタ、接続端子類のゆるみ接触等の確認
- 各種電源電圧の安全確認

イ 中央監視装置（主・副）

- 本体基盤清掃
- データベースバックアップ
- 内蔵蓄電池の有効期限確認
- HDD残記憶容量確認
- 不要ログファイル削除
- 故障表示の確認
- 補助記憶装置のヘッドクリーニング
- 補助記憶装置の読み出し、書き込み検査

ウ データサーバー

- 通信状態確認
- イベントビューア確認
- エラー表示確認
- HDD残記憶容量確認
- システムリソース確認
- データベースバックアップ
- 本体基盤清掃
- 内蔵蓄電池の有効期限確認
- 不要ログファイル削除
- 故障表示の確認
- 補助記憶装置のヘッドクリーニング
- 補助記憶装置の読み出し、書き込み検査

エ 表示装置・キーボード・マウス（主・副）

- ドット抜け確認
- 画像位置確認

- フォーカス、輝度調整
- キーボード・マウスの機能確認
- オ プリンター
  - テスト印字実施
  - 紙送り・印字駆動部確認
  - インクの確認
- カ 保守用電話
  - 各盤との通話状態の検査
- ①ー2 ソフトウェア点検（年1回）
  - ア 表示機能検査
    - グラフィック／リスト表示画面の切替表示
    - 状態変化、警報発生／復帰表示
    - 各種一覧表示
    - 個別グラフ、トレンドグラフ、リアルタイムトレンドグラフ表示
  - イ 監視機能検査
    - 状態監視、警報発生監視／発停失敗監視
    - 計測値、上下値、偏差監視
    - 積算上限監視
  - ウ 操作機能検査
    - 手動及び個別発停操作
    - 遠隔設定操作
    - 各種設定値変更操作
    - 許可／禁止指定操作
    - キーボード・マウスによる操作
  - エ 制御機能検査
    - スケジュールプログラム制御（主）
    - 火災一斉停止制御（主）
    - 停／復電プログラム制御
    - 最適起動／停止制御（主）
    - 節電運転制御（主）
    - 遠隔設定スケジュール制御（主）
    - ソフトインターロック制御（主・副）
  - オ 記録機能検査
    - 各種警報発生／復帰の自動記録
    - 状態変化時の自動記録（指定ポイント）
    - 各種操作記録
    - 各種一覧記録
    - 日・月報、年報記録
  - カ 長期データ収集機能検査
    - 日・月報、年報データの収集及び再表示
  - キ 自己診断機能検査
    - システム自己診断、伝送系自己診断
- ② 警察棟監視盤
  - ②ー1 ハードウェア点検（年1回）
    - ア 外観検査
      - 知事局棟中央監視に同じ

- イ 中央処理装置点検
  - 本体基盤清掃
  - 内蔵蓄電池の有効期限確認
  - HDD残記憶容量確認
  - 不要ログファイル削除
  - 故障表示の確認
  - 補助記憶装置のヘッドクリーニング
  - 補助記憶装置の読み出し、書き込み検査

- ウ 表示装置点検
  - ドット抜け確認
  - 画像位置確認
  - フォーカス・輝度調整

- エ メッセージプリンター点検
  - 印字文字の確認
  - 紙送り・印字ヘッド・駆動部確認

②-2 ソフトウェア点検（年1回）

- ア 表示機能検査
  - 系統リスト表示
  - 状態変化、警報発生／復帰表示
  - 各種一覧表示

- イ 監視機能検査
  - 知事局棟中央監視装置に準ずる

- ウ 操作機能検査
  - 手動個別発停操作
  - 遠隔設定値変更操作
  - 各種設定値変更操作
  - タッチパネル部の機能検査

- エ 記録機能検査
  - 警報発生／復帰の自動記録
  - 各種操作記録
  - 各種一覧記録

- オ 自己診断機能検査
  - 本体及び伝送系自己診断

(2) 中央監視リモートステーション盤（RS）点検（年1回）

各棟に設置されている以下のリモートステーション盤及びネットワークオートメーションエンジン（NAE）装置に関して各種点検を行う。

① 設置設備

RS-1、RS-2、RS-3、RS-4、RS-5、RS-6	計6面
RS-B1F、RS-5F-1、RS-5F-2	計3面
NAE装置	1面
警察棟 RS-8	1面
警察増築棟 RS-9	1面
警察棟分庁舎 RS-B1P、RS-2P、RS-3P、RS-4P	計4面

② 点検項目

- ア 外観検査
  - リモート盤内機器のほこり・発熱の有無、ケーブル、電線類の接続状態の確認

- 各種制御電源電圧の確認

イ 機能検査

- R S管理ポイントの状態の確認
- R S、中央監視盤間を通信している伝送ケーブルの状態の確認
- 各種R S盤内機器の通信状態の確認
- N A E内蔵蓄電池の有効期限の確認
- N A E時刻の確認と修正
- N A Eデータベースのバックアップ

(3) 自動制御用機器

① 対象機器

知事局棟、議会南棟、議会北棟、警察棟、警察増築棟、警察附属棟及び警察棟分庁舎

- 空気式制御機器
- 電子式制御機器
- 電気式制御機器
- DDC式制御機器

② 点検項目

ア 空気式自動制御機器（1回/年）

(ア) 検出部、調節部（サーモスタット、プレッシャースタット、トランスミッタ、レシーバーコントローラーリレー）

- 本体の塵埃除去及び外傷点検
- ノズル、フラッパー機構を有するものはその作動点検清掃
- 供給圧の確認
- エレメントの整合試験、出力圧チェック
- 設定値の確認（設定値、感度、レシオ値）
- 空気漏れチェック

(イ) 駆動部（バルブオペレーター、ダンパーオペレーター等）

- 本体の塵埃除去及び外傷点検
- ポジショナーを有するものは供給圧の確認、動作開始圧力、動作圧力範囲の作動チェック
- 空気漏れチェック
- 駆動部本体の作動チェック（スタートポイント回転角、ストローク等）

(ウ) 操作端

電気式の場合を準用する。

(エ) 前(ア)～(ウ)の組合せ連繫動作チェック

イ 電子空気式自動制御機器（1回/年）

電子式、空気式の項を準用する。

ウ 電気式自動制御機器（1回/年）

(ア) 制御部（サーモスタット、ヒューミディティスタット、プレッシャースタット等）

- 本体の塵埃除去及び外傷点検
- 有接点機構のものは接点部の清掃
- ポテンシオメーター機構のものはポテンシオメーターの清掃及び接点圧の点検
- 湿度エレメント（毛髪その他）の点検及び補修
- 機器取付状態のチェック（ゆるみ、取付方向の確認、摩耗腐食の有無等詳細点検）
- 設定値の確認（設定、比例帯、ディファレンシャル）
- 接続端子のゆるみチェック

(イ) 駆動部（バルブモーター、ダンパモーター等）

- 本体の塵埃除去及び外傷点検
- 伝動部（バルブモータービニオンラック部、ダンパモーターリンケージ部等）の給油動作点検調整
- 弁システム取付金具ボルト締め具合チェック
- 弁閉時スプリングテンションの確認
- 弁本体の開度点検、場合によりストロークの再調整
- モーター内部ポテンショメーター、リミットスイッチの点検、調整、清掃
- 電気式バランスングリレーの外部点検清掃
- 電源電圧のチェック
- 電気式バランスングリレーの接点清掃点検要すれば交換

(ウ) 操作端（弁本体）

- 弁本体の取付方向の確認
- 弁グランドからの水漏れチェック、漏れている場合はパッキン押さえナットの増締め又はグランドパッキンの交換
- バルブが全閉しない場合はシート、プラグ間の異物除去、出入口差圧チェック
- 電磁弁の場合は入口ストレーナーの取付確認、動作不良の場合には作動圧力差の確認、弁内部水垢湯垢ごみ等の除去、コイル電源の確認、流れ方向の確認を行う。

(エ) 前(ア)～(ウ)の組合せ連続動作チェック

エ DDC自動制御機器（1回/年）

(ア) 検出部（温度、湿度、検出器等）

- 本体の塵埃除去及び外傷点検
- 温度、湿度エレメントの塵埃除去
- 計測値の表示補正

(イ) 駆動部（バルブモーター、ダンパモーター）

電気式自動制御機器を準用する。

(ウ) 操作端

電気式自動制御機器を準用する。

(エ) DDCソフトウェアのチェック

ハンディターミナルにより模擬データを投入し、制御ソフトウェアが正常に実施されるか確認する。

(オ) 通信状態のチェック

制御系におけるDDC調節器と制御機器間の通信状態を確認する（ハンディターミナルにより確認）。

(カ) 制御状態の確認補正

制御システム全体の制御動作を確認し良好な制御状態（応答性、安定性）であるか確認し、場合によっては各種設定値を変更し補正する。

(4) 計装盤及びFCU制御盤（1回/年）

① 計装盤

知事局棟37面（電気CP盤29面、電気CDP盤5面（インバータ盤含む）、Air盤3面）、  
議会南棟3面、議会北棟3面、警察棟6面、警察増築棟1面、警察附属棟1面

- 盤内諸機器の清掃点検作動チェック
- 接続端子のゆるみチェック
- 空気漏れチェック
- 電源電圧の確認

- 異常発熱・異音の有無

(インバータ盤)

- 各相間出力電圧バランスの確認
- シーケンス保護動作試験

② F C U制御盤

知事局棟各階（2～5階）F C U制御盤 22台、警察棟3階F C U制御盤 1台

- 盤内諸機器の清掃点検作動チェック
- 接続端子のゆるみチェック
- 電源電圧の確認
- 異常発熱の有無

(5) 計装用空気源設備（2回/年）

① 空気源圧縮機（2台）の点検

- 圧縮機のモーター、ベルト、ヘッド部等の異音棟の有無並びに外観検査
- シリンダーヘッド部の分解清掃点検
- 吸入フィルター部の充填物の汚れ清掃及び交換（1回）

② エアドライヤー、エアタンクの点検

- オートドレントラップの作動確認並びに清掃
- 安全弁の作動試験（エアタンク）
- 供給空気源の露点の点検

③ フィルター、減圧弁の点検

- エアフィルター内のフィルターエレメント点検、交換要時交換する。
- 減圧弁、エアフィルターの清掃

④ 各供給系統点検

- エア漏れ、ドレン混入等の有無の確認

(6) 各自動制御装置（機器）の夏冬切替設定・一斉スケジュール発停時刻切替設定等

- ① 夏冬の温度・湿度設定値の切替（MX-Ⅱ）
- ② 一斉スケジュール発停時刻の切替
- ③ その他特定項目設定値の切替
- ④ F C U夏冬切替

・ 知事棟（エア式）	415台
・ 知事棟（電気式）	47台
・ 議会棟（電気式）	214台
・ 警察棟（エア式）	46台
・ 警察棟（電気式）	5台
・ 警察附属棟（エア式）	16台

(7) その他の保守点検

その他中央監視装置の円滑な作動に必要な事柄について保守点検を実施する。

3 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

## 別記 6

### 車庫倉庫棟空調機設備保守点検要領

1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。

- |                                   |                      |     |
|-----------------------------------|----------------------|-----|
| (1) パッケージ型空調機 (RP-20AL3+RCR-20A3) | 1 基                  |     |
| 冷房能力                              | 45,000kcal/h         |     |
| 暖房能力                              | 70,000kcal/h (温水コイル) |     |
| 圧縮機                               | 7.5kW×2台             |     |
| 送風能力                              | 199CMM×55SP×5.5kW    |     |
| (2) 温水ボイラー設備                      |                      |     |
| ① 温水ボイラー                          | 150,000kcal/h        | 1 基 |
| ② 同上用操作盤                          |                      | 1 面 |
| ③ 付属電装品                           |                      | 1 式 |
| ④ 温水循環ポンプ、給湯循環ポンプ、オイルギアポンプ他       |                      | 1 台 |
| (3) 給湯用熱交換器                       |                      | 1 台 |

2 保守点検業務回数は年4回とし、県の指定する日に行うものとする（但し、前項(3)は年1回行うものとする）。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 夏冬切替時 | 各 1 回 |
| (2) 冷房時   | 1 回   |
| (3) 暖房時   | 1 回   |

3 保守点検業務内容は、次のとおりとする。

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) パッケージ型空調機            |  |
| ① 運転圧力および電流の点検           |  |
| ② 本体内外部の手入清掃             |  |
| ③ 各部フィルター清掃              |  |
| ④ 送風機軸受メタルの給油            |  |
| ⑤ Vベルトの張力点検および清掃         |  |
| ⑥ 自動安全装置の作動点検及び調整        |  |
| ⑦ 冷媒、冷凍機油漏れ点検            |  |
| ⑧ 同付属設備機器の点検調整           |  |
| (2) 温水ボイラー保守点検、清掃        |  |
| ① 燃焼室側清掃点検               |  |
| ② バーナー、安全弁清掃点検           |  |
| ③ 防食棒状態点検                |  |
| ④ 感震器設備の外観点検及び動作確認 (年1回) |  |
| (3) 給湯用熱交換器水槽室目視点検       |  |
| (4) 加湿器点検 (暖房切換時)        |  |

4 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

## 別記 7

## エアフィルター類清掃保守点検要領

1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。

機 器 名	棟 名	枚 数	清掃交換 (回/ 年)	新品交換 (回/年)
ファンコイル用	知事局棟	732	1	1
	議会南棟	96	1	1
	議会北棟	120	0	1
	警察棟	159	1	1
	警察棟分庁舎	29	1	1
	警察増築棟	38	1	1
特定ファンコイル用	知事局棟	46	2	1
	警察棟	2	2	1
全熱交換器用 オートロールフィルター	警察増築棟	2	2	2
	警察棟分庁舎	1	1	1
全熱交換器用 (講堂) (外気北側) (外気南側) (外気側) (排気側) (一般空調系統)	知事局棟	20	2	1
	〃	20	8	4
	〃	16	8	4
	議会北棟	14	3	1
	〃	14	1	1
	警察棟	34	6	3
パッケージ用 (地階電気室) (電話交換機室) (15階マシン室) ( 〃 ) (16階電気室) (電算電源室) (電子入札サーバー) (建設システム室) (MG室) 〃 〃 (中央ELV機械室) (西側中央ELV機械室) (東側中央ELV機械室) (事務室・会議室) (クリーンルーム) (有線機械室) (電源室) (電算室) (CVCF室) (床置・壁付)	知事局棟	2	2	0
	〃	4	2	0
	〃	2	2	0
	〃	1	2	0
	〃	1	2	0
	〃	1	2	0
	〃	1	2	0
	〃	2	2	0
	〃	4	2	0
	〃	6	2	0
	〃	1	2	0
	〃	2	2	0
	車庫棟	4	2	1
	警察棟	4	1	0
	〃	4	2	0
	〃	2	2	0
	警察増築棟	5	3	1
	警察増築棟	1	3	1
	警察棟分庁舎	23	2	0
	ヒートポンプ (防災センター)	知事局棟	2	2
パッケージ用(中地階24時間関係室) (15階マシン室前室) (建設企画課分室) (電子入札システム室) (展望室) (警備室)	〃	4	6	0
	〃	1	2	0
	〃	2	2	0
	〃	2	2	0
	〃	6	2	0
	〃	6	2	0
	議会北棟	1	1	0

(サーバー室)	警察増築棟	3	2	0
(電算室)	〃	1	2	0
(各執務室等)	警察棟分庁舎	47	1	1
(監視室)	警察棟受電室	1	2	0
空調機用	知事局棟	255	2	1
	警察棟	45	2	1
	警察附属棟	1	2	1
	警察増築棟	3	2	1
	警察棟分庁舎	2	1	1
コンパクトエアハン	知事局棟	1	2	1
用プレフィルター	〃	1	2	1
コンパクトエアハン	知事局棟	1	2	1
用中性能フィルター	〃	1	2	1
フィルターチャンバー用	知事局棟	86	2	1
自然給気OA用	知事局棟	2	2	2
フィルター	〃	1	2	2
	〃	1	2	2
	〃	1	2	2
インバーター盤	知事局棟	11	2	0
冷却用ファン				
除湿器用フィルター	知事局棟	6	2	0
空調機用高性能フィルター	警察棟	1	2	0
	警察附属棟	6	2	0
	警察増築棟	5 (1組)	3	1
空調機用中性能	議会南棟	3	1	0
エアフィルター	〃	7	1	0
	〃	16	1	0
	議会北棟	16	1	0
空調機用	議会南棟	3	2	1
プレフィルター	〃	15	2	1
	〃	23	1	1
	議会北棟	16	1	1
特定空調機用	知事局棟	20	3	1
	〃	16	6	2
	〃	24	6	2
	〃	4	3	1
空気清浄機用	議会南棟	1	1	0
フィルター他	〃	2	1	0
	〃	1	1	0
送風機OA用	議会北棟	24	4	2
フィルター	〃	1	1	1
	警察棟分庁舎	9	4	2
	〃	1	4	2
	〃	1	1	1
	警察棟受電室	1	2	2

空調換気扇用 フィルター	(ロスナイカセット型 防炎センター) (ロスナイカセット型 MB階各室) (ロスナイカセット型) (ロスフリーカセット型) (ロスフリー天吊埋込型) (ロスナイ天吊埋込型) (ロスナイカセット型)	知 事 局 棟 " 議 会 南 棟 議 会 北 棟 " 警 察 棟 分 庁 舎 "	2 2 2 2 2 1 2 2	3 4 1 1 1 3 3	0 0 0 0 0 0 0
吹 出 口 用		警 察 棟 分 庁 舎 議 会 北 棟 (受水槽室)	4 1	2 2	0 0

- 2 作業は係員の指示に従い、特に各室の事務及び通常の設備機器の運用に支障を与えないように留意し入念に施工すること。
- 3 オートロール型フィルター清掃時巻取装置の点検調整を実施すること。
- 4 フィルターの予備品は洗浄後、県の指定する場所に保管すること。
- 5 パッケージ・除湿器等におけるサランネットフィルター等については掃除機によるフィルター清掃とすること。

別記 8

第 1 種 圧 力 容 器 等 保 守 点 検 要 領

- 1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。
- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| (1) 貯湯槽 (第一種圧力容器)               | 4 基 |
| (2) 還水槽                         |     |
| ① 知事局棟 (6 t)                    | 1 基 |
| ② 議会南棟                          | 1 基 |
| ③ 警察分庁舎 (1500 <sup>リットル</sup> ) | 1 基 |
| (3) 開放膨張タンク                     |     |
| 警察増築棟                           | 1 基 |
- 2 保守点検業務の回数及び内容はつぎのとおりとし実施するものとする。
- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| (1) 洗缶及び清掃                  | 年 1 回 |
| (2) 労働安全衛生法に基づく定期性能検査準備及び立会 | 年 1 回 |
- 3 保守点検整備は次の事項を県の立会のもとに実施し確認を受けるものとする。  
(※ 点検整備はボイラー整備士の資格を有する者が実施すること。)
- (1) 缶体の異常の有無
  - (2) 缶水のスケールの除去、缶水の水質検査
  - (3) 貯湯槽にあっては、温水部解体、組立、チューブ清掃、スチームトラップ清掃、Y型ストレーナー清掃、消耗品、パッキン類、保温、塗装、漏れ試験を含む。
  - (4) 還水槽にあっては、内部清掃、内部防錆処理、電極棒の点検調整 (1 回/年)
  - (5) 貯湯槽 (4 基) のフランジ面を点溶接等による補修を行う。定期性能検査に合格すること。
  - (6) 開放膨張タンクにあっては内部清掃、付属部品の調整
- 4 緊急対応
- 県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

別記 9

受 水 槽 等 清 掃 保 守 点 検 要 領

1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。

(1) 知事局棟受水槽清掃	F R P	118m <sup>3</sup> (有効容量 84.0m <sup>3</sup> )	1 基
(2) 知事局棟高架水槽清掃	低層部 F R P	15m <sup>3</sup> (有効容量 12.0m <sup>3</sup> )	1 基
	高層部 F R P	10.5m <sup>3</sup> (有効容量 5.0m <sup>3</sup> )	2 基
(3) 議会北棟受水槽清掃	F R P	9m <sup>3</sup> (有効容量 6.6m <sup>3</sup> )	1 基
(4) 警察棟分庁舎受水槽清掃	F R P	48m <sup>3</sup> (有効容量 36.0m <sup>3</sup> )	1 基
(5) 加圧給水ポンプ保守点検			
① 知事局棟 川本製作所 (低層用) TN1005×4S-M18.5	1 m <sup>3</sup> /min	18.5kW×2台	
	(高層用) TN1005×5S-M30	1 m <sup>3</sup> /min	30.0kW×2台
② 議会北棟 川本製作所 EC3K-3.7-APS	40 ㍓/min	3.7kW×2台	1 式
③ 警察本部通信指令センター・鑑識センター			
エバラ製 50BNBMD7.5	610 ㍓/min	7.5kW×2台	1 式

2 保守点検業務回数は年1回とし、県の指定する日に実施するものとする。又、厚生労働省告示に定める飲料水に関する設備の維持管理の基準に従うこと。

3 保守点検業務内容は、次のとおりとする。

(※ 厚生労働大臣の指定する指定登録業者が実施すること。)

(1) 知事局棟受水槽

- ① 水槽排水、水洗い作業
- ② 残留撤去
- ③ 電極棒調整
- ④ ボールタップ清掃
- ⑤ 亀裂及び漏水の有無点検
- ⑥ 受水槽廻りの清掃
- ⑦ 緊急遮断弁の点検
- ⑧ その他関連機器の点検

(2) 知事局棟高架水槽

- ① 水槽排水、水洗い作業
- ② 残留撤去
- ③ 電極棒調整
- ④ 亀裂及び漏水の有無点検
- ⑤ 高架水槽廻りの清掃
- ⑥ その他関連機器の点検

(3) 議会北棟受水槽及び警察本部通信指令センター・鑑識センター受水槽

- ① 水槽排水、水洗い作業
- ② 残留撤去
- ③ 電極棒調整
- ④ ボールタップ清掃
- ⑤ 亀裂及び漏水の有無点検
- ⑥ 受水槽廻りの清掃
- ⑦ その他関連機器の点検

(4) 加圧給水ポンプ保守点検

モーター、ポンプ、軸受、パッキン、注油、指示計、バルブ、圧力タンク、圧力スイッチ、自動エア抜き弁、取付パイプ一式、機器の総合作動点検

(5) 水質検査

貯水槽等の水張り終了後、給水栓及び貯水槽等内における水について法に掲げる事項について検査を行い、基準を満たしていることを確認すること。

4 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

## 全熱交換機保守点検要領

1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。

(1) EV-2900JC (知事局棟南系統2台・北系統2台、警察棟1台)	5台
(2) EV-2400JC (知事局棟講堂)	1台
(3) EV-1500JC (知事局棟低層部)	1台
(4) EV-THR-290 (議会南棟1・2階執務室系統)	1台
(5) EV-THR-65B (議会南棟東側3階委員会室系統)	1台
(6) EV-THR-150B (議会南棟北側3階委員会室系統)	1台
(7) EV-THR-100B (議会南棟南側3階委員会室系統)	1台
(8) EV-THR-150 (議会北棟東側3・4階執務室系統1台、議会北棟予算委員会室系統1台)	1台
(9) EV-THR-230 (議会北棟西側3・4階執務室系統)	1台
(10) EV-THR-150 (警察増築棟一般空調系統)	1台
(11) EV-THR-100B (警察棟分庁舎1・2階系統)	1台

2 保守点検業務は次のとおりとし、県の係員の立会のもとに年1回実施するものとする。

- (1) ローター点検、清掃
- (2) シャフト点検 (傾き、片寄り他)
- (3) 回転負荷点検
- (4) ボルトナット類の増締め
- (5) 潤滑油交換
- (6) モーター、減速機点検
- (7) ベルト張り調整
- (8) 試運転調整

ただし、1の(4)～(11)については2の(1)ローター点検、清掃、(5)潤滑油交換は除く。

3 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

別記 1 1

地下燃料タンク保守点検要領

1 保守点検業務を委託する範囲は次のとおりとする。

- |   |    |
|---|----|
| (1) 知事局棟ボイラー用地下燃料タンク及び配管<br>20k1 灯油タンク                            | 3基 |
| (2) 車庫棟ボイラー用地下燃料タンク及び配管<br>3k1 灯油タンク                              | 1基 |
| (3) 県議会北棟吸収式冷温水発生機用地下燃料タンク及び配管<br>10k1 A重油タンク                     | 1基 |
| (4) 警察本部通信指令センター・鑑識センター蒸気ボイラー吸収式冷温水発生機用<br>地下燃料タンク及び配管 10k1 灯油タンク | 1基 |

2 保守点検業務回数は年1回とし、県の指定する日に行うものとする。

- (1) 漏洩検査（圧力試験）を年1回（知事棟分は年2回）行うこと。
- (2) 重油タンク（議会棟分）の内部清掃を年1回行うこと。

3 保守点検業務内容は次のとおりとする。

- (1) 消防法第14条の3の2の規定により点検及び点検に伴う整備並びに点検結果の報告を行うものとする。
- (2) 点検方法は「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第39号）によること。
- (3) その他詳細については、係員と打ち合わせを行うこと。

4 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

## 防 排 煙 設 備 保 守 点 検 要 領

1 保守点検業務を委託する対象設備の範囲は、知事局棟、議会棟、警察棟に関する次の設備とする。

## (1) 防火戸その他防火設備

棟 別 設 備 名	知事局棟	議会北棟	計	摘 要
1 電動式シャッター	8	1	9	
2 電動式防火シャッター	6	—	6	
3 防 火 扉	87	—	87	
4 防 煙 垂 れ 壁	18	—	18	
5 連 動 制 御 機	38	—	38	
6 煙 感 知 器	134	—	134	
7 自 動 閉 鎖 装 置	111	—	111	

(2) 自然排煙窓及び非常階段ドア作動表示設備（窓949、低層部非常用ドア5含む）

## (3) ガス漏れ警報設備

議会南棟 1台

都市ガス用感知器 金門製作所 カナリヤKTS-U420  
 緊急遮断弁 // KCU-2-40T  
 操作器 // VCA-210T  
 警報アダプター // KTK-10K

警察増築棟 1台

都市ガス用感知器 矢崎計器 YP-502C アロッチP  
 緊急遮断弁 CKD MNA-50  
 操作器 矢崎計器 YG-001A

2 保守点検業務の内容は次のとおりとする。

## (1) 防火戸その他防火設備（1回/年）

保守点検業務内容は次のとおりとし、県の係員の指示に従い、通常の整備機器の運用に支障を与えないよう留意し、入念に実施するものとする。

## ① 業務内容

建築基準法第8条の規定により点検及び整備並びに点検結果の報告を行うものとする。

## ② 点検基準

## ②-1 外観点検

- ア 著しい変形、損傷等がないかどうかを確認する。
- イ 扉の締まり、シャッターの閉まりが正常であるかどうかを確認すること。
- ウ 床に異常がないかどうかを確認すること。
- エ 感知器に異常がないかどうかを確認すること。

## ②-2 機能点検

- ア 開閉に異常がないかどうかを確認すること。
- イ 中継器が正常かどうかを確認すること。
- ウ 感知器が正常かどうかを確認すること。
- エ 温度ヒューズが正常かどうかを確認すること。

- オ 配線に異常がないかどうかを確認すること。
- カ 自動閉鎖装置が正常かどうかを確認すること。
- キ 閉鎖装置が正常かどうかを確認すること。

②ー3 作動試験（連動試験を含む）

- ア 手動による作動試験
- イ 温度ヒューズによる作動試験
- ウ 煙探知器による作動試験
- エ 蓄電池による作動試験、容量確認

③ 整備の基準

対象設備の正常な機能維持を図るために必要な調整、清掃、注油、補修（重大な工事を除く）等を行うこと。

(2) 自然排煙窓及び非常階段ドア作動表示設備（1回／年）

- ① 排煙窓開閉による作動確認（窓949、低層部非常用ドア5含む）
- ② 同上開閉によるグラフィック盤表示確認
- ③ 議会南棟及び警察棟防排煙装置のグラフィック盤表示確認

(3) ガス漏れ警報設備（議会南棟1台、警察増築棟1台）（1回／年）

- ① 感知センサー作動確認
- ② 同上作動による遮断弁作動確認
- ③ 同上作動による中央監視装置表示確認（議会南棟）
- ④ 同上作動による冷温水発生機停止確認（警察増築棟）

3 緊急対応

県の施設管理担当者より、不時の故障等による緊急点検の要請があった場合には、受託者は、技術員を早急に派遣し設備の緊急点検及び応急処置を行うものとする。その際、この契約の範囲を超える修理が必要な場合は、直ちに、現状の不具合内容、不具合の対応策、対応策の概算費用等を県の施設管理担当者に報告し、承諾を得てから修理を行うものとする。

県庁舎機械設備保守点検業務委託年間実施計画表

業務内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 空冷チラー設備保守点検 警察棟分庁舎				↔									
2 ボイラー設備保守点検 定期性能検査 炉筒煙管式ボイラー保守点検 貫流式ボイラー保守点検 電気ボイラー保守点検		↔	↔	↔		↔	↔	↔	↔	↔		↔	
3 冷温水発生機設備保守点検 知事局棟 議会北棟 警察増築棟 警察棟分庁舎		暖房シーズンオフ、冷房切替					冷房シーズンオフ、暖房切替						
4 パッケージ型空調和機保守点検 知事局棟 地階電気室 知事局棟 電話交換機室 知事局棟 マシン室 知事局棟 16階電気室、電算電源室 知事局棟 16階電子入札サーバー室、建設システム電算室 知事局棟 展望室 知事局棟 建設企画課分室 知事局棟 MB階巡視室、ビル管理室 警察棟 有線機械室 警察棟 電源機械室 警察増築棟 CVCF室 警察増築棟 電算機室 警察増築棟 5階道場 警察棟分庁舎 警察棟 クリーンルーム空調和機													
5 自動制御設備保守点検		自動制御用機器 夏冬切替					自動制御用機器						
6 車庫倉庫棟空調機設備保守点検			↔										
7 エアフィルター類清掃保守点検 ファンコイル用(知事局棟、議会南棟、警察棟、増築棟、分庁舎) ファンコイル用(議会北棟) 特定ファンコイル用(知事局棟、警察棟) 全熱交換機用オートロールフィルター(知事局棟) 全熱交換機用オートロールフィルター(警察増築棟) 全熱交換機用オートロールフィルター(警察棟分庁舎) 全熱交換器用(知事局棟) 全熱交換器用(外気側、議会北棟) 全熱交換器用(排気側、議会北棟) 全熱交換器用(警察棟) パッケージ用(知事局棟) パッケージ用(車庫棟) パッケージ用(警察棟) パッケージ用(警察増築棟) パッケージ用(警察棟分庁舎) ヒートポンプパッケージ用(知事局棟) ヒートポンプパッケージ用(議会北棟) ヒートポンプパッケージ用(警察増築棟、受電室) ヒートポンプパッケージ用(警察棟分庁舎) 空調機用(知事局棟、警察棟、付属棟、増築棟) 空調機用(警察棟分庁舎) フィルターチャンバー用(知事局棟) 自然給気OA用(知事局棟) インバーター盤冷却用(知事局棟) 除湿器用(知事局棟) 空調機高性能(警察棟、警察付属棟) 空調機高性能(警察増築棟) 空調機中性能(議会南棟、議会北棟) 空調機用プレフィルター(議会南棟、議会北棟) 特定空調機用(知事局棟 食堂系統) 特定空調機用(知事局棟 玄関、低層、中監) 空気洗浄機用フィルター他(議会南棟) 送風機OA用(議会北棟) 送風機OA用(警察棟分庁舎、受電室) 空調換気扇用(知事局棟) 空調換気扇用(議会南棟、議会北棟) 空調換気扇用(警察棟分庁舎) 吹出口用(警察棟分庁舎)		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
8 第1種圧力容器等保守点検 第1種圧力容器設備保守点検 還水槽・膨張タンク保守点検		3基					1基						
9 受水槽等清掃保守点検 知事局棟 議会北棟 警察棟分庁舎													
10 全熱交換器保守点検										知事局棟2回目			
11 地下燃料タンク保守点検		↔											
12 防排煙設備保守点検 防火戸その他防火設備 自然排煙窓及び非常階段ドア作動表示設備 ガス漏れ警報器設備				↔	↔	↔							